

築上町告示第203号

平成19年第5回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

平成19年11月16日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成19年11月26日

2 場 所 築上町議会議場

---

○開会日に応招した議員

首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
田原 宗憲君	丸山 年弘君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
岡田 信英君	武道 修司君
平野 力範君	中島 英夫君
繁永 隆治君	田原 親君
信田 博見君	宮下 久雄君

---

○応招しなかった議員

---

---

平成19年 第5回 築上町議会臨時会 会議録 (第1日)

平成19年11月26日 (月曜日)

---

議事日程 (第1号)

平成19年11月26日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・議長の報告 (提出された案件等の報告)
- 日程第4 議案第93号 専決処分について (平成19年度築上町一般会計補正予算 (第6号) について)
- 日程第5 議案第94号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 意見書案第3号 築上町の学校施設修繕を求める意見書 (案) について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・議長の報告 (提出された案件等の報告)
- 日程第4 議案第93号 専決処分について (平成19年度築上町一般会計補正予算 (第6号) について)
- 日程第5 議案第94号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 意見書案第3号 築上町の学校施設修繕を求める意見書 (案) について
- 

出席議員 (19名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 首藤萬壽美君  | 2番 塩田 文男君  |
| 3番 工藤 久司君  | 4番 塩田 昌生君  |
| 5番 田原 宗憲君  | 6番 丸山 年弘君  |
| 7番 西畑イツミ君  | 8番 西口 周治君  |
| 9番 有永 義正君  | 10番 田村 兼光君 |
| 11番 成吉 暲奎君 | 12番 吉元 成一君 |

14番 武道 修司君  
16番 中島 英夫君  
18番 田原 親君  
20番 宮下 久雄君

15番 平野 力範君  
17番 繁永 隆治君  
19番 信田 博見君

---

欠席議員（1名）

13番 岡田 信英君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君                      主査 西畑 弥生君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
収入役	……………	岡部 和徳君	総務課長	……………	中村 信雄君
財政課長	……………	田原基代孝君	建設課長	……………	内丸 好明君

---

午前10時00分開会

○議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、平成19年第4回臨時会を開会します。（「5回、5回（ ）」と呼ぶ者あり）んっ。5回。（「5回（ ）」と呼ぶ者あり）4言うた。ごめんなさい。第5回臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（成吉 暲奎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、丸山年弘議員、7番、西畑イツミ議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（成吉 暲奎君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下委員長。

○議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

1月22日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

なお、議案については、委員会審議の付託を省略し、本日、即決することが適当であると思いましたので御報告いたします。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日限りとすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（成吉 暲奎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しておりますように、議案第93号、外2件であります。

以上で、報告を終わります。

議事に入ります。

お諮りします。本日の臨時会で提案されています日程第4、議案第93号の専決処分（平成19年度築上町一般会計補正予算（第6号））についてから、日程第6の意見書案第3号の築上町の学校施設修繕を求める意見書（案）については、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略し、本日、即決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号から意見書案第3号は、委員会付託を省略し、本日、即決することに決定しました。

---

### 日程第4. 議案第93号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第93号専決処分について（平成19年度築上町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

職員の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。田原財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第93号専決処分について（平成19年度築上町一般会計補正

予算（第6号）について）、平成19年11月5日付で専決処分したので報告し承認を求める。

平成19年11月26日提出、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第93号は、平成19年度築上町一般会計補正予算第6号を専決処分いたしました。本日、議会に提案して承認を求めるものでございます。

予算の内容は、既定の歳入歳出予算の総額9億7,123万8,000円に3,202万7,000円を増額いたしまして、総額を9億7,326万5,000円と定めるものでございます。

この中身はですね、8月の2日から3日にかけて台風5号が来ました。それと、10月8日から9日の豪雨で被災をいたしました農業用施設9カ所の災害復旧事業費で3,202万7,000円を計上しておるところでございます。

この災害復旧ということですね、本来なら12月議会で提案すればいいんですけども、急を要するというので、8月の分については国の査定を受けまして、既に事業費が決定しておりますし、それから10月の分についてもですね、これ、早く施工しなければということで、災害の、いわゆる設計をするために予算を計上しておるところでございます。そのため、11月5日付ですね、専決処分をいたしました。

どうぞよろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（成吉 暲奎君） はい。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第93号について採決を行います。議案第93号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第5. 議案第94号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第94号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。はい、中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第94号工事請負契約の締結について、地域水産物供給基盤整

備事業、八津田漁港建設工事その6について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

平成19年11月26日提出、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第94号は、工事請負契約の締結についてでございますが、これは八津田漁港建設工事その6でございます。

本件は、平成19年の11月13日に13社を指名いたしました。この指名業者の中で8社が辞退をいたしまして、5社による入札を行いました。結果は、お手元に配付しておるとおりでございますが、株式会社本間組九州支店が消費税込みで1億458万円で落札をいたしましたものでございます。

なお、本漁港の工事は、この工事をもって最終回と、終わりとなります。平成13年度から、いわゆる事業を始めまして、今年度で、最後で竣工するというところでございます。

総額では、13億500万の総事業費というふうなことで、工事請負については、11億2,177万3,800円——あ、失礼しました。11億2,177万3,800円という工事費でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げ、御採択をいただきたいと思っております。

○議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。はい、武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） はい。この内容についてなんですが、入札の辞退をしてる業者が8社、で、入札に参加した業者が5社、13社指名をした中で内訳がそのようになってると。通常ですね、入札に対して辞退をするという業者が1社か2社、あったとしてもですね、その半数以上が入札を辞退するということがですね、普通はあり得ないというか考えられない状況なんです。

で、なぜ、そのような状況があるかという、今回の場合、その指名競争入札で、この業者ならというのを行政、執行部の方がですね、指名してるわけです。頭からね、8社、半数以上が辞退をするようなね、指名の組み方自体が、これ、異常だろうというふうに私は思うんです。逆に、5社が辞退をして8社が入札をしたというなら、まだどうかなというふうに思いますけどね。8社が辞退をして5社が入札をしたという、こういうふうな入札が果たして成り立つのかどうかという。それなら、最初から5社とか6社で入札すればいい話であって、13社も選んでおいて、5社で入札したというこの内容については、私はどうなのかなというふうに思うんです。

で、なぜこのような事態が起きたのか、なぜこのような辞退をするような業者をですね、選考したのか、その理由を教えてくださいというふうに思います。

○議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

○町長（新川 久三君） この選考は、指名委員会において選考したわけでございますけれども、

その指名をした業者は、最終的には、私が決定をしております。

指名委員会の諮問に基づきまして決定をしましたがけれども、この業者はどれを見てもですね、今まで指名をしてきておった業者でございますし、それについてはずっと実績を見てみればわかると思いますけどですね、まあ、何回か入った業者ばかりでございますしですね、そういう形では全部参加していただけるだろうというふうな考えを持っておりましたけれども、これはやっぱりそれぞれ会社側の都合で辞退をするというふうなことで辞退届……。で、その辞退届の内容については、課長の方からちょっと説明いたします。

○議長（成吉 暲奎君） はい、課長。

○総務課長（中村 信雄君） 13社のうち8社が辞退でございますけども、その内訳でございますが、都合によりという理由がですね、6社ございます。それと、あと2社につきましては、技術者確保困難ということで、こちらの方に写しを持ってきておりますが、そういう内訳でございます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（成吉 暲奎君） はい、副町長。

○副町長（八野 紘海君） 指名委員会の委員長でございます。今回の指名について半数以上が辞退をしているのは異常じゃないかという御質問でございますけど、この指名委員会については、今、丁度名古屋とか各団体で、ゼネコンの場合は指名停止等が数多くかかわっております。そういうところ、会社を慎重に各審議してかかわってない大手を指名委員会として選んだわけでございます。

そして、その13社のうち8社がその指名を回避したということで、これについては異常事態じゃないかというような御質問でございますけども、実例判例集、財務提要でございますけど、この中において、仮に10社指名をしてその9人が入札放きをして1社だけ入札をしたと、こういう場合についてはどうかという御質問がありますけども、入札が1人の場合、かかわる場合についても、明示規定というか、1社、明示規定をしてない場合は、1社だけでも有効であるというこの回答が出ておりますので、本契約案件については、特段、法に抵触してるちゅうことはございません。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） はい。抵触してるかどうかという問題じゃなくてですね、このようなこと自体が普通はあり得ない状況じゃないですかということなんです。ただ、この中13社の中で2社3社というならわかるんですよ。でも、半数以上が辞退をする。で、その中の2社が技術者の確保が困難と。技術者の確保が困難なところを頭から入札に入れるということ自

体がですね、その選考の段階で私は問題があったんじゃないかという点と、都合によりというのは理由にならないんですよ、こんな都合とかいうのは。

で、このような状況の中ですね、辞退をするということになると、早く言えば、築上町の工事はもうする必要がない、というふうにとっても私はおかしくないと思うんです。ということになると、今後一切ですね、このような業者、理由がはっきりしとってですね、たまたま工事が2個も3個も重なって今に対応ができないよとかいう理由がはっきりしてるのであれば、その理由は成り立つと思うんですけどね。そうじゃなくて、都合によりとか技術者の確保が困難とかいう理由で、本当に辞退をする理由にならないということであればですね、私は今後一切、このような業者を指名に入れるということ自体がおかしくなるのではないかというふうに思うんです。その点について、町長はどういうふうに思ってますか。

○議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

○町長（新川 久三君） 今回の工事について、いろいろ、これはこちら側がとやかく言う問題ではございませんしですね、会社が辞退したという形になれば、当然それも辞退せんで何で入札しないかと、そういうわけにはいきませんので辞退は辞退でと。

それから、今後の（ ）については、これも一つの参考には指名するときになろうかと思えますけれど、一切指名しないということにはならないと思うんです、そういうものもしんしゃくしながら指名を組むようには、指名委員会でしてもらうようにしてもらおう。もしくは、私が指名委員会から答申があればですね、そこでは判断する場合もあろうかと思えます。

○議長（成吉 暲奎君） はい、武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） はい。余り長く言ってもあれなんです、なぜ私がこのようなことを言うかという点ですね、談合という見方をですね、される可能性が高いんです。なぜかという点、都合によりという業者は、談合に加担をしたくないから逃げたんじゃないかというふうに見方をされる可能性もあるし。で、13社の中で5社だけで入札をやったという結果がですね、そのような憶測をですね、呼ぶ可能性もあるんです。

だから、今後ですね、やはりこのような事態、50%を切るようなですね、入札がある場合は、入札の業者の選考のやり直しなり、入札前にですね、各業者から事情聴取りですね、いろんなことをやりながら、いろんな懸念が起きないようにですね、やっぱり入札をするべきじゃないかというふうに思うんですが、その点について今後ですね、今回はもうやっていますけど、今後そのような、このような事態が起きたときにですね、対応をどのように考えるかを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

○町長（新川 久三君） 今回の入札、談合云々ということで非常に社会的に談合問題出てきてお

ります。今回の入札は、全く、私は非常にいい入札じゃなかったかなと、まあ、考えて……。

というのがですね、落札の本間組九州支店、これについては、私が設定した予定価格の最低の、最低額ですね、これと同じ額で入札をしてきております。その次が、2番目に低いのが、それよりも約490万低い額ですかね、そういう形で、最高の予定価格は1億2,400万の——これは消費税抜きでございますけどですね、そういうことで設定しておりましたが、最低制限価格の70%ぎりぎりということで9,960万の消費税抜きの落札価格でございますね、その心配は全くないというふうに……。

だから、これはですね、指名した業者が多数おって、その中からですね、辞退者がおっても、数社入札を、指名したという責任上、これは回避することはできないと。先ほど、副町長が申したとおりですね、これは、入札を、いわゆる談合の形跡がなければ、これは当然入札に付きなければならないと、このように考えており、談合の形跡があれば、即時に事情聴取をやって、この指名については一応やり直すという形になろうかと思っておりますけどですね、今回の場合は、そういう形跡は一切ございませんし、今後もそういう形で入札があれば、当然やっていくべきだろうと、このように考えております。

○議長（成吉 暲奎君） ほかに質疑はございませんか。はい、吉元議員。

○議員（12番 吉元 成一君） あんまり丁寧に説明したので、その説明に対してですね、もう一回聞いてみたいなと思いましたが質疑するようにします。

8社が入札を辞退したのは、入札の当日ですか前日ですか、それとも数日前ですか。これが1点。（「はい、担当課長」と呼ぶ者あり）

それと、いや、それとですね、それが1点と、武道議員が言われるように半数以上が辞退をせざるを得ないような状態だったことについて、それはお家の事情だということですが、そりゃ、指名を組んだ側は当然知ってると思います。

話によると、いつ臨時議会が開かれるんだろうかと、議会にいつかかるだろうかという、問うた会社もあると聞いております。いわゆる自分とかが指名停止の、どこかでそういう処分を受ける事実があったと思うんです。多分、これ調べてみれば、どっかで、この辞退したところは、どっかで指名停止を受けてると思います。私は、そういうふうに聞いております。

それとですね、この入札結果が談合ではないと町長言い切りましたけれども、いい入札だと言い切りました。いい入札にいい入札も悪い入札もないと思います。制限価格の範囲で落札したら、議会の承認を必要とする案件やったら議会が承認すれが通るわけですから、立派な仕事をその範囲でしていただければ、いい仕事をしていただくということが目標が達成できるということになると思うんです。

この入札の町長の説明によると、落札者と次点の差が490万あります。これ、話しおうて

490万差をつけたかもわからんやないですか。本当にいい入札やったら、最低制限価格でみんなくるんやないですかね。それは会社の事情によって、それじゃ仕事ができないから、それじゃ受け切れないからこの最低制限価格は本間組さんだけしか入札を、札を入れ切らなかったという現状だと思うんですよね。ほけ、いい入札とかいうことは、もう余計なことと思います。結果的には築上町にしたら負担がかからない入札結果になったということしかないと思うんですよね。

それで、もう1点は、今、仕事が少ないわけです。で、利益も少ないから業者が談合をしてくか言われております。

まず、築上町においても、町の仕事やない県の仕事で談合情報がありました。いろいろ、いろいろ聞いております。結果的には、談合はなかったということで入札はそのまま実施されて、何もなかったで終わっておりますけれども、築上町においては、昨年度までは9社ぐらいで指名組みよって、今度16社で組みよるんですよ。16社17社で、ね。やけ、13社で大手さんに指名組むんやったら、辞退期日が前だったら入札延期してでもまた補充する。そりゃ法的には違反じゃないかもしれませんが。でも、それぐらいの気持ちで今後取り組んでほしいということをおっしゃるんですから、それに対してもう少し、もう少し前向きな返答をいただきたいと思うんですが。今の返事だけで、法的にふさっと切りますかどうかですか。

○議長（成吉 暲奎君） はい、財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 吉元議員の先ほどの2点について、私の方からお答えしたいと思います。

辞退届はですね、7日の日に2通、8日が2、9日2件、12日が1件、当日が1件で合計の8でございます。

それから、電話の臨時議会の問い合わせの件でございます。これ、私の推測でございますけれども、私たちに情報が入ったのがですね、情報といいますか、つい前に、以前にですね、指名停止をされていて、10月23日に指名停止期間が切れるということがありまして、それを待って委員会を開催してもらったわけでございます。

その後ですね、また公正取引委員会の方から排除命令が出るというような情報が最近ありました。その関係で問い合わせがあったんではないかと。排除命令が出ますとその後指名停止をされて、その後、法的に違反があれば営業停止と、そういう形の処分が続きますので、その関係で臨時議会の日程の問い合わせがあったんではないかなというふうに考えております。

で、実際に排除命令が出たのが11月14日付で33社、全国的に排除命令が出ております。

以上でございます。

○議長（成吉 暲奎君） はい、八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 今、築上町の場合は15、16というような感じで指名を行っており

ます。今回、億、1億、予定価格1億2,430万の……。

で、13社という御質問でございますけれど、これについては先ほどから、先ほどの答弁で申しましたように、今、ゼネコン界においてはかなりの数の会社が指名停止等を受けてる状況の中で、そこらを精査して、絞り込んで、中から、絞り込んだ中から指名をしたということでございます。

それと、半数以上ちゅうようなこと質問したんですかね。したですか。

○議員（12番 吉元 成一君） （ ）。

○副町長（八野 紘海君） はい。それはもう、今、先ほどの答弁をしていますように、例えば10社のうち1社しかなかったら、1社しか、あと9社は指名辞退をして、1社の場合はどうかというケースもあろうかと思えます。そのような場合に、1社の場合は入札しませんよという明示がしない限り、仮に1社残ったとしても、その入札は執行しなければならないという行政の実例等々出ておりますので、今回の場合、13社、8社辞退、5社ということですので、明示しておりませんので、それについては入札を執行しなければならないということでございます。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員。

○議員（12番 吉元 成一君） 副町長ね、5社で入札したんが悪いと言ってるんやないんですよ。さき程、ああいう指摘を受けたときにね、今後、何か方法があればね、今後そういったことも含めて指名については考えていきますという答弁ぐらいできなかったのかということ言ったんですよ、ね。

だから、13社組めば談合しないとか、5社やったら談合するとかいうことは言ってるんやないですよ。現実、あなたが言われてることわかってますよ。築上町になる前に、20数億の仕事を1社入札したやないですか。しなかったですか。固形燃料RDFで20数億の仕事を1社入札をやった首長おるやないですか。これ法的には違反やないと、それ押し通したやないですか。その結果、20数億もかけてですね、やったRDFが今どれだけ町に負担をかけてますか。町民の生活に負担をかけてますか。そこを考えたときに、私はなるべくね、そこで、言うのは、希望者に入札をさせる方法をとったらどうだろうかという意見を出したかった。

ということは、指名競争入札じゃなくて、今はやってるやつに切りかえたらどうでしょうか。今後、そういうことで大きな仕事については考えていけばね、事前と、自分とかが指名停止いう可能性があるところはですよ、公募型の入札に応募しないでしょ、ね。町長は、もう今後そういう形をとりたいということ1回言うたことあるんですよ、議会で、ね。

だから、それを今回ね、こういう状態になるんですから、工期が間に合わんとか、いろいろあると思います。だから、そういう事情はつけてもいいんですよ。反対してるわけやないんですか

ら。でも、本間組さんは、行橋の業者を下請するといううわさがありよるんですよ、入札前から、ね。どこが仕事しようと値段が合わなければ下請とかどこに任せるちゅうこともできないんですから。できればね、町内業者に、仕事がない時期ですから、協力会社になってもらってくださいぐらいのことは執行部がね、言ってあげるべきだと私は思いますよ、ね。

そういったことを含めて、今後やっぱり入札がこういう不透明な形に見られる質問が出るようなことやなくて、気持ちよくさっと通るようなですね、で、いい仕事ができるような形をとるためにはですね、その何ちゅうんですか、一般競争入札も導入するという考え方も今後考えていったらどうでしょうかという質問です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

○町長（新川 久三君） これは、指名と一般競争入札、まあ、世の中の流れはですね、一般競争入札の方向に進んでおりますんでですね、これは来年あたり、そういう方向性で私は進むべきであらうというふうに考えておりますんで、あとは、仕事の段取りをですね、一般競争入札でできるような段取りをさせなきゃいけないというふうなことで、職員の指導をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第94号について採決を行います。議案第94号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第6. 意見書案第3号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第6、意見書案第3号築上町の学校施設修繕を求める意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。江本局長。

○事務局長（江本偉久雄君） 意見書案第3号築上町の学校施設修繕を求める意見書（案）につい

て、標記の意見書案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成19年11月26日、提出者、築上町議会議員平野力範、賛成者、築上町議会議員武道修司、同じく賛成者、岡田信英、同じく賛成者、西口周治、同じく賛成者、西畑イツミ、同じく賛成者、塩田文男、同じく賛成者、首藤萬壽美。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） 提案理由の説明を求めます。平野力範議員。

○議員（15番 平野 力範君） 9月議会の最中、また終了後、2回にわたり築上町の学校施設を訪問、調査させていただきました。

昭和40年代の建物ばかりですので、非常に老朽化がどの建物も激しいのが現状です。これは、教育委員会が把握しておりますので、教育委員会の越権行為をしようということではございません。予算の問題もあります。それで、特に築城側の各学校の老朽化が著しいと。その中でも特に、下記に列しました下城井小学校の給食室の保管庫の問題、それから調味料の保管部屋の天井がもうカビが生えて久しいというような状況です。これも、食物にカビが混入する可能性が高い。この2点に関しては、保健所からも指摘受けてます。

それから、上城井小学校のグラウンドの外の屋外水道。飲み物が築上西校の分校と一緒に水源を使っていますんで、もう水管がさびて沸かさないと言えないというような状況でございますんで、みんな子供たちは水筒を持ってきてると。それが、運動が、体育の授業があったときには水が足りないというような状況で、飲み水を確保をぜひしてほしいというような、学校側からの要望もありましたので、そんなに金額的にも過多にわたらないし、特に緊急性を要するもののみに関して、この3点を意見書として提出させていただきたいと思い、厚生文教委員会で提出した次第でございます。

○議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。はい、吉元議員。

○議員（12番 吉元 成一君） 今、委員長から説明がありました案件については急を要するということで、学校等を視察する中で、委員会ですもんね、判断してこういう形で意見書を出したと、こういうふうにとめてるし、それについては当然早くしてほしいという気持ちなんですけど、こういったことについては、もう教育委員会と行政当局も十分承知してると思うんですよ。

それで、1つの教育条件整備という形で、年に1回ですもんね、上がってきてますよね。いろんな分、各学校のものが上がってきて、委員会でも多分ずっと見て回ると思うんですけど、そういう中にこういうものを組み込んで、早急にさせていただきたいとかいう形ですもんなんですけど、委員会として、これだけ早くやれという、何ですかね、意見書については、意見書出さなくて議長を通じて執行部の方にね、早急にやってくれと、それでも聞かなくやあこういうというような

形のものの方がいいと思います。何でかという、じゃあ産業建設にかかわる委員会が現地を見て回ったと、ね。地元の人から頼まれて、すべて、これも急を要する、これも要する、これも意見書で出したらどうなりますかね。総務に関することもそうだと思うんですよ。

やけ、この案件については、必要性については十分認めます。しかし、やり方としては、意見書という形——今後はですね、これを受けて意見書で対応するとですね、じゃあ、次から次にどこもここも意見書で出したらしてくれる、早くなる、議会が言うてくれたら早くなるちゅう形になると思うんですよ。そうでしょ。

町長、よく地域懇談会ちゅうんですかね。地区懇に行ったときにですね、議員の言うことは——言葉は悪いんですが、きかんちゅう、そういう悪い意味で言ってるんじゃないですけど、議員に頼んでちゃだめ、自治会でやりますと、こういうやり方やってる、ね。やけ、じゃあ、教育に関することも自治会を通じて、あるいは教育委員会に言うて教育委員会が先頭になって、これは、この意見書を見たらですね、内容を見たら、これは教育委員会はしっかりね、把握してやらないかんことですよ、十分先に。これは、意見書を出すまでね、議会がたまらんごとになって意見書を出さなければならないようなおくれた教育行政をやっていることについてね、やっぱ指摘すべきだと私はこう思うんですけど、議長、意見書、意見書に対してね。意見書ちゅう形じゃないで、こりゃ当然やってもらうべきだと思うんですけど、やっぱり議会のときに、本会議のときにですね、教育長あたりと委員会で詰めた話をさせていただいた方がですね、できるんじゃないかな。

それは、僕は厚生文教委員会の委員じゃありませんので、委員会の中で、そういう詰めた話をしたけれどもできないというのかもしれないかもしれませんが、そこんとこの内容がわからないもんですから、これはやらなければいけないこと十分——まだまだいっぱいあるんです。

まず、子供が築上町を、今後担っていく子供たちを育てる環境をよくするためには、こんなことじゃ済まんです。すべて、やっぱり要望に関しては、何をおいてもやってもらいたいという気持ちがあるんですけども、やっぱりその前に、委員長に聞きたいんですけど、今のを。

前置き長くなりましたけれども、委員会の中で、執行部と教育委員会とですね、これは別ですから、教育委員会に対して、そういう要望事項がある、こういうところはどうかと、見た結果をですね、話し合いをして、これは議会で意見書を出さなければどうもならんぞという感覚で出したのかということを知りたいです。どうですか。

○議長（成吉 暲奎君） はい、平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） これを取りまとめるに当たって、教育長及び教育委員会の出席をいただいております。また、教育委員会の方でも把握している事項だと思っております。優先順位に関しては、どのように考えてるのか、そこまでは私たちは立ち入るつもりもありませんし、我々が感じた部分で、これはもう危ないという部分は出ささせていただきますよと、教育長の方に

はそのように申し伝えまして、どうぞやってくださいということで、教育長の方も了解いただいて意見書とした次第であります。

○議員（12番 吉元 成一君） わかりました。

○議長（成吉 暲奎君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより意見書案第3号について採決を行います。意見書案第3号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（成吉 暲奎君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成19年第5回築上町議会臨時会を閉会します。御苦労さんでございました。

午前10時40分閉会

---